

金融トラブルにご注意ください!

人助け? 親切心につけてお買え買え詐欺に注意!

一人暮らしの母の家に、医療法人から老人ホームの入居権の申込書が入ったDM(ダイレクトメール)が届いた。その後別の業者から電話があり「入居希望者が30人ほどいるが、DMが来た方しか入居権を購入できない。お金を用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしい」と言われた。母は「助けてあげたい」と思い、お金を用意しなくてもよいならと、一口100万円を30口分申し込んだ。しかし、娘の私が反対し、母が業者に解約を申し入れたところ、損害賠償として1500万円支払うように言われたらしい。高額で払えない。(当事者：70歳代 女性)



ひとこと助言

業者の話の内容や送付されるパンフレットは非常に巧妙にできており、信ぴょう性があるように思われますが、絶対にお金を払ってはいけません。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んで」などの電話は、「買え買え詐欺」です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。トラブルに遭っている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
〈国民生活センター見守り新鮮情報より〉

大学生がターゲット 借金させられて高額な投資用DVDを購入

高校の先輩から「もうかる投資システムがある」と言われ、喫茶店で投資システム会社の人も合流して、稼いでいる話を聞かされた。「投資をするにはDVDソフトの購入が必要。そのソフトを使えばすぐに元が取れる」と勧誘されたがお金がないと断ったところ、先輩から「会社員と言って、車の頭金としてお金を借りるように」と言われて、消費者金融3社から20万円ずつ借りて支払った。その後、新規に人を紹介すると10万円もらえると説明があったが、自分は投資に興味があっただけで、人を紹介して紹介料を得ようとは思わない。解約して返金してほしい。(大学生 男性)



ひとこと助言

友人や先輩など親しい人から「もうかる投資話がある」などと勧誘されても、安易に契約するのはやめましょう。高額な借金をして契約をしても、実際には利益をあげることができず、返済に行き詰まって多重債務に陥る危険性があります。無理な借金をしてはいけません。友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまったり金銭トラブルになったりするおそれもあります。
〈国民生活センター子どもサポート情報より〉

急増 保険金の利用を口実に自宅の修理を勧誘

訪問してきた業者に雨どいが壊れていることを指摘され「火災保険の保険金で屋根の修繕ができる。自己負担は一切ない」と勧誘された。点検の結果、50万円の見積書を渡され、保険会社に保険金を請求し、下りた金額で工事をするという契約をした。保険会社からは8万円ほど下りることになったが、よく考えると50万円の見積もりなのに8万円で工事ができるのはおかしい。解約したい。(70歳代 男性)



ひとこと助言

請求した保険が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。安易に契約してはいけません。契約してもクーリング・オフ等ができる場合があります。
〈国民生活センター見守り新鮮情報より〉

トラブルにあったのではないと思ったら...

信頼できる身近な人や山梨県県民生活センターへご相談ください!

ひとりで悩まずに、まずは相談しましょう! **山梨県県民生活センター 055-235-8455**



編集発行: 山梨県企画県民部消費生活安全課 甲府市丸の内1-6-1 055(223)1352,1588 平成26年度 金融広報特集号

山梨県県民生活センター 甲府市飯田1-1-20 055(223)1571

(JA会館5階)



回覧

消費生活情報誌

平成26年度
金融広報特集号

かいじ号



「知るぽると山梨」(山梨県金融広報委員会)とは

「知るぽると山梨」は、「お金についての情報を、もっとくらしに役立ててほしい。そのために必要な情報をわかりやすく届けたい。」そんな思いで活動している中立・公正な団体です。山梨県教育委員会や金融団体などの支援を受けながら、山梨県、財務省関東財務局甲府財務事務所、日本銀行甲府支店が協力し、金融経済に関する学習の支援や情報の提供を行っています。

金融リテラシー(お金の知識・判断力)の向上

消費者教育推進法施行後、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では「金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で必要不可欠」であり、「金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である。」としています。

現代社会では、個人が金融との関わりを持つことは避けられません。個人が自立して安心かつ豊かな生活を営むための「生活スキル」として各年齢層に応じた金融リテラシーを身に付ける重要性が高まっています。

今日では、「金融教育」への関心が高まっています。例えば、国際金融危機以降、国レベルでの関心のほか、少子高齢化に伴う老後生活への不安や、振り込め詐欺等の増加に伴う社会的な関心の高まりです。

子供から社会人、高齢者まで、金銭管理や契約の基本などを身に付け、将来を見据えた生活設計や資金計画、貯蓄運用を行うための適切な判断力を養うことが重要です。「金融教育」とは、お金の面からこうした生きる力、自立する力を身に付けていく教育です。

当委員会では、消費者教育の内容を踏まえた金融教育の推進に力を注いでいます。

最低限身に付けるべき金融リテラシー・マップの活用について

マップとは、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」をより具体化し、小学生(低・中・高学年)から高齢者まで9つの年齢層に分け、各層でどのようなリテラシーを身に付けるべきか、体系的かつ具体的に記述したものです。

さまざまな現場で実際に金融教育を必要とする方にご利用いただくため、「金融経済教育推進会議」の関係団体が分担し、事務局である金融広報中央委員会が作成したもので、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になります。

マップは、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」の4分野・15項目に分かれています。ぜひご覧ください。

金融リテラシーマップのイメージ図

	小学生	...	大学生	...	一般社会人	高齢者
分野	社会の中で生きていく力の素地を形成する時期	...	社会人として自立するための能力を確立する時期	...	社会人として自立し、本格的な責任を担う時期	年金収入等が生活費の主な源となる時期
家計管理	必要なものと欲しいものを区別し、計画を立てて買物ができる	...	収支管理の必要性を理解し、必要に応じアルバイト等で収支改善し自分の能力向上のための支出を計画的に行える	...	家計を主として支える立場から家計簿などで収入支出や資産負債を把握管理し、必要に応じ収支の改善、資産負債のバランス改善を行える	リタイア後の収支計画に沿って、収支を管理し、改善のために必要な行動がとれる
生活設計						



※詳細は、「知るぽると(金融広報中央委員会)」のホームページに掲載しています。

講師派遣・出前講座のご案内

育成会、子供クラブ、老人会、各自治会の集まり、各種研修会などの学習会等へ無料で講師を派遣します。例えば、「金融・消費者トラブルの未然防止」「生涯収支」「生活設計の必要性」「年金・相続」「リタイア後の金融リテラシー」など、ご依頼内容に応じます。

また、学校のニーズに応じた効果的な支援を行っていくため、当委員会では、山梨県県民生活センター、財務省関東財務局甲府財務事務所と連携し、『講師派遣による学習支援プラン』を作成しました。「ものやお金を大切に」「健全な金銭感覚」「ネットトラブルの実態と対処方法」「金融商品のいろいろ」など、児童・生徒向けの講座が多数ありますのでぜひ同プランをご活用ください。

講師は、生活設計や金融・金銭教育の指導などを行う、金融広報活動の第一線指導者である山梨県金融広報アドバイザーのほか、内容に応じ、連携機関から派遣します。まずはお気軽にお電話ください。

新パンフレット「大人のための お金と生活の知恵」の紹介

大人の方に身に付けていただきたいお金や生活の知恵を紹介したものです。

大人のための お金と生活の知恵

「お金」と日々の「生活」。切っても切れない関係にあるこの2つ。この2つを巡って、あれこれ考え、心配したり、悩んだり。苦労も多い、というのが実感ではないでしょうか。ところで、これほど大切な「お金と生活」のこと。これまで、きちんと学ぶ機会がありましたか？



色々な見方があると思います。しかし、今は、学校でも、「生きる力」を育むため、お金と生活の基本を学ぶようになっています。本書では、大人の方のための「お金と生活の知恵」をご紹介します。「1つでも役立つことがあればよい」、そんな軽い気持ちでご覧ください。

2014年(平成26年)3月
金融広報中央委員会

金融広報中央委員会(事務局:日本銀行情報サービス部)は、健全で合理的な運営のために、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、中立・公正な立場からの正確でわかりやすい「金融経済情報の提供」と、一人ひとりが賢い消費者として自立するための「金融経済学習の支援」を積極的に展開しています。

★近年では、学校でも、子どもたちの「生きる力」を育むため、お金と生活の基本を学ぶようになっています。しかし、すでに学校を離れた方にとっては、お金と生活についてきちんと学ぶ機会はありません。そこで、金融広報中央委員会では、「大人のためのお金と生活の知恵」パンフレットを作成し、希望される方に無償で配付しています。

主に中高年の方を対象としていますが、若い方にも大いに役立つものです。

★例えば、「大きなお金」の見直し・・・
一般に人生の3大資金は「教育・住宅・老後」とされます。「大きなお金」を見直す場合、3つのうち、どうしてもかかるのが「老後」で、「住宅」と「教育」は「考え次第」と言われます。老後資金が不足しそうな場合、住宅や教育について考え直してみることは重要な選択肢です・・・。

★さて・・・続きはパンフレットをご活用ください!!

本パンフレットは、「知るぽると」ホームページでご覧いただくことができます。冊子が必要な場合はメールまたはFAXにてお申し込みください。

宛先：金融広報中央委員会刊行物担当

●メールアドレス books@saveinfo.or.jp ●FAX番号 03-3510-1373

件名：刊行物請求(メールでお申込みの場合は、〈請求年月日〉もご記入ください)

記載事項：①申込者氏名 ②郵便番号 ③送付先住所 ④電話番号 ⑤本パンフレットの名称

(「大人のためのお金と生活の知恵」)、希望部数 ⑥利用目的・利用日 ⑦その他連絡事項

なお、山梨県金融広報委員会からのご案内も可能です。



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください!

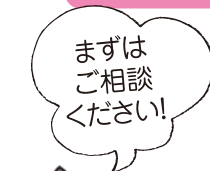
- 金融に関する情報提供や学習支援、講師の派遣、金融学習グループの活動支援
- 講座・講演会の開催、学校における金融・金銭教育の支援
- 刊行物提供、ビデオの貸出など...を行っています。

知るぽると 山梨
山梨県金融広報委員会

【事務局】〒400-0032 甲府市中央1-11-31 (日本銀行甲府支店内)
TEL 055-227-2419 FAX 055-220-1073
http://www3.boj.or.jp/kofu/kinkoui/kinyamanashi.htm

「借金問題」でお困りの方へ

あきらめないで!!
多重債務は必ず解決できます!!



見守り犬「かい」くん

県民生活センターの消費生活相談員が解決に向けてお手伝いします

- ▶返済のための「新たな借金」は、解決にはなりません。
- ▶迷わずに県民生活センターにご相談ください。法律の専門家への橋渡しをさせていただきます。
- ▶専門家に任せれば、厳しい取り立ては止まります。
- ▶過払金があれば、返金される可能性があります。

山梨県県民生活センター 055-223-1366 または 055-235-8455
〒400-0035 甲府市飯田1-1-20 JA会館5階
利用時間 8:30 ~ 17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)

山梨県県民生活センター 0554-45-5038
〒402-0054 都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎1階
利用時間 8:30 ~ 17:00(土日・祝休日・年末年始を除く)

多重債務関係相談窓口(法律専門家、貸金業登録行政庁等)

相談内容	相談機関	電話番号
法律専門家による多重債務相談	山梨県弁護士会	055-235-7202
	山梨県司法書士会総合相談センター	055-253-2376
民事法律扶助制度 (経済的資力が乏しい方の法律扶助制度)	日本司法支援センター 山梨地方事務所(法テラス山梨)	050-3383-5411
悪質な取り立て、ヤミ金に関する相談	山梨県警察総合相談室	055-233-9110
登録貸金業者(財務局長登録) に関する相談	財務省関東財務局甲府財務事務所	055-253-2261
登録貸金業者(山梨県知事登録) に関する相談	山梨県産業労働部商業振興金融課	055-223-1538
自殺防止電話相談(こころの健康相談)	山梨県精神保健福祉センター	0570-064-556
生活福祉資金貸付金 (低所得者などへの生活資金貸付等)	山梨県社会福祉協議会	055-254-8610

やみ金融業者にご用心!!

▶融資保証金詐欺(貸します詐欺)にご用心

多重債務者を狙い、実在する金融会社(特にクレジット会社)の関連会社を装い、特別の低金利で300~500万円を誰にでも貸すように誘ってくるハガキが多くなっています。融資の申込をすると、信用度を確認するため、あるいは保証金・審査手数料が必要と言って、先にお金の振込みを要求してきますが、融資されることはありません。

▶整理屋にご用心

新聞の折り込みチラシや雑誌で、「債務の一本化」などと誘い、いい加減な返済計画を立て、不当に高額な手数料等を設定し、お金をだまし取ります。

ご用心